

# 令和8年度 公共工事等入札契約制度（概要）

契約検査課

入札及び契約制度とそれを取り巻く環境の改善を図る為、次の3項目にわたり令和8年度の入札契約制度を実施します。

## 1 公正な競争の確保

### ○ 適正な見積期間及び積算期間の確保（継続）

下請負業者や資機材の見積期間及び積算内容精査の時間等を考慮し、最短4営業日としていた入札参加申請（質問受付）期間を、6～8営業日確保することで、見積期間を拡大する（年度当初を除く）。

### 【建設工事】

### ○ 調査基準価格（低入札価格調査）及び最低制限価格の設定（継続）

中央公契連が示す最新の令和4年モデルを準用し、調査基準価格及び最低制限価格を算定する。

- ・ 調査基準価格及び最低制限価格の設定範囲 予定価格の75%～92%
- ・ 上記価格は、算定式により算出した額の10,000円未満を切り捨てた額とする。

### ○ 調査基準価格（低入札価格調査）に係る失格基準の設定（継続）

調査基準価格の80%未満の額による入札者は失格とする。（失格基準の設定）。  
ただし、工事の内容等により、失格基準を設けないこともできる。

### 【建設関連業務委託】

### ○ 調査基準価格（低入札価格調査）及び最低制限価格の設定（継続）

測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査及び補償関係コンサルタント業務において、調査基準価格及び最低制限価格を設定する。

## 2 適正な品質の確保

### ○ 適正な工期設定の徹底（継続）

工期設定要領に基づいた適正な工期設定を徹底するとともに、工事については、繰

越工事及び債務負担工事を除き、原則 2 月 28 日までに完成する。

○ **総合評価落札方式（特別簡易型）入札の活用（継続・一部改正）**

[対象工事]

- ・土木一式工事、建築一式工事、舗装工事のうち、設計予定金額 2,000 万円以上の案件の中から、同種工事と類似工事の設定が困難な工事等を除き抽出。

[主な変更点]

土木一式工事・舗装工事・建築一式工事

- ・項目の追加

「労働福祉」の評価項目として「健康経営優良法人認定制度の取組」項目を追加する。

- ・評価基準の見直し

「地域密着」の評価項目について、「社員の新規雇用」項目の加点条件を緩和する。

- ・配点の変更

上記項目の追加に伴い、「当該工事における地元（市内）の施工率」項目の配点を変更する。

[令和 8 年度予定] 35 件（R 7 年度 30 件実施）

※「総合評価落札方式（特別簡易型）の実施に関する運用ガイドライン」及び「評価基準表」により実施。

○ **工事成績評定点を入札参加条件とする等級指定型一般競争入札の実施（継続）**

土木一式工事について実施する。

[工事成績評定点の条件]

- (1) 土木一式工事における事業者の平均工事成績評定点（R 7）が 79.0 点（A・B ランク）以上の実績を有する。
- (2) 土木一式工事における工事成績評定点（R 7）70 点未満（D・E ランク）の工事をしていない。

[令和 8 年度予定]

- ・設計金額 1,200 万円以上 2,000 万円未満 A + B 等級対象

**10 件を目安**に実施する。（R 7 年度 4 件実施）

### 3 働き方改革の推進

#### ○ 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領の制定（新規）

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の安全対策を進めるため、熱中症対策に掛かる経費に関して現場管理費の補正を行い、実態に合った積算を行う。

#### ○ 工事費内訳書への労務費等の記載及び労務費ダンピング調査（新規）

適正な労務費を伴う契約の推進のため、工事費内訳書への労務費等の記載とそれに伴うダンピング調査について、段階的に取り扱うこととする。

なお、労務費ダンピング調査を開始するまでは努力義務とし、記載内容の不備等をもって内訳書無効の扱いとはしないものとする。

##### 1. 工事費内訳書への労務費等の記載

令和8年4月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の入札案件から適用

##### 2. 労務費ダンピング調査

詳細は後日、通知する

#### ○ 遠隔現場の本格運用（新規）

建設現場における受発注者の業務効率化のため、遠隔現場の本格運用を開始する。

#### ○ 情報共有システムの活用（継続）

工事施工中の受発注者の業務効率化のため、情報共有システムの積極的な活用を推進する。

1. 対象工事：1,000万円以上（※令和9年度より完全運用開始）

#### ○ 週休2日工事の普及促進（継続）

原則、全ての工事を対象とし、併せて、対象期間の全ての週において、2日以上現場閉所を行うものとする。但し、施工に必要な実日数が1週間程度と見込まれる工事、通年維持工事や緊急性の高い応急対策工事等、発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事は除く。

（令和7年度 140件実施）

○ 県内公共工事における一斉休工「ふじ丸デー」の取組（継続）

建設産業の働き方改革の機運醸成のために静岡県が実施する産官連携による一斉休工「ふじ丸デー」の趣旨に本市も賛同し、引き続き毎週土曜日の一斉休工を実施する。

○ 工事の施工時期・業務の完了時期の平準化の推進（継続・一部改正）

・平準化率

【工事】（閑散期）4月から6月における平均稼働件数／年間の平均稼働件数

（繁忙期）1月から3月における平均稼働件数／年間の平均稼働件数

【業務】（納期率）1月から3月における業務完了件数／年間の業務契約件数

・中部ブロック発注者協議会静岡県部会の目標（～R11）

【工事】（閑散期）0.80以上（繁忙期）1.07以下

【業務】0.4以下

・本市の目標 令和8年度

年度	R5（実績）	R6（実績）	R7（見込）	R8（目標）	R8（計画）
工事（閑散期）	0.71	0.55	0.57	0.72以上	0.76
（繁忙期）	—	—	0.89	1.10以下	0.64
業務（納期率）	0.61	0.61	0.71	0.43以下	0.46

・具体的な取り組み

1. 債務負担行為の活用

令和8年度予算の前倒しによる債務負担行為を実施する

2. 4～6月における早期発注件数の目標を設定

令和8年度【工事】全体件数の35%以上（令和7年度 35%以上）

【業務】全体件数の25%以上（令和7年度 25%以上）